

## 鳥獣被害防止総合対策事業について

鳥獣による農林業への被害を防止することを目的に、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の設置支援を行っています。来年度事業の実施を検討されている人は、9月1日までに山村再生課へ相談ください。

### 国交付事業

- 要件 食害等の被害にあっており、施設設置後に管理協定を締結すること
- 事業実施主体 3戸以上の農業者等で組織する任意の組織等
- 補助率 10/10(消費税等諸経費は自己負担)

### 県補助事業

- 要件 国交付事業の対象となりえないもの
- 事業実施主体 2戸以上の農業者等で組織する任意の組織等
- 補助率 2/3

※事業の実施を確約するものではありません。

問合せ先

役場山村再生課

☎75-3117

## 防犯機器購入補助金について

町民の防犯意識の向上のため、対象者に対して防犯機器の購入補助を行います。補助を希望する人は申請期間内に申請を行ってください。

申請者多数の場合は、抽選を行います。

※購入前に申請をしてください。(購入後の申請は無効です)

※すでに鳥取県犯罪から県民を守る防犯機器購入補助金を活用されている世帯は対象外です。

**対象者** 智頭町内に居住する60歳以上の者又はその同一世帯の者(同一世帯1回のみ)

**補助額** 対象機器の購入・設置に要する費用(千円未満切捨・上限15,000円)

**対象機器** カメラ付きドアホン、防犯カメラ、センサーライト、防犯機能付電話機

**申請期間** 8月4日(月)～22日(金)

**申請場所** 智頭町役場 総務課  
申請書は役場総務課又はHPに掲載しています。

**必要書類** 本人確認ができる書類(運転免許証等)、購入予定金額が分かるもの(販売サイトのWebページ等)、申請書、誓約書兼同意書

問合せ先

役場総務課

☎75-4111